

○後期計画の内容

1 計画期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間とする。

2 具体的な内容

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

(1) 休暇の取得促進

ア 年次有給休暇

家庭や学校行事への参加や夏季休暇などと併せた年次有給休暇の取得を促進する。

イ 配偶者出産休暇

職員が配偶者の出産に伴い、勤務しないことが相当であると認められる2日の範囲内の期間における休暇の取得を促進する。

ウ 子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話等を行うこと。）するための特別休暇（一の年において5日の範囲内の期間）の取得を促進する。

(2) 職場見学等の推進

小学校（子ども）の職場見学や高等学校におけるインターンシップの受け入れを推進するため、文書等により学校へ周知する。

(3) 職員の勤務環境に関する現行制度の周知

仕事と家庭を両立していくためには、育児休業及び特別休暇等に関する各種制度を把握して、どのように利用していくかが重要であり、子育てをサポートする休暇等制度（別紙参照）を職員に周知し、良好な勤務環境の充実に図る。

子育てをサポートする休暇等制度

1 出産前後の休暇

休暇等名称	妊娠出産後通院休暇（特別休暇）
対象者	女性職員
要件	妊娠中の職員及び出産後1年以内の職員が、保健指導又は健康審査を受ける場合
期間（日数）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠満23週まで 4週間に1日 ○ 妊娠満24週から満35週まで 2週間に1日 ○ 妊娠満36週から出産まで 1週間に1日 ○ 出産後1年まで 1日 ○ 医師等の特別な指示があった場合には、その指示された日数
取得単位	1日
手続き	休暇簿（特別休暇）で休暇を請求します。理由欄には「妊娠出産後通院休暇」と記入します。

休暇等名称	産前休暇（特別休暇）
対象者	女性職員
要件	出産する予定である職員が申し出た場合
期間（日数）	出産予定日の前日から起算して6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日までの期間内において必要とする期間
取得単位	1日
手続き	休暇簿（特別休暇）で休暇を請求します。理由欄には「産前休暇」と記入します。

休暇等名称	産後休暇（特別休暇）
対象者	女性職員
要件	職員が出産した場合
期間（日数）	<p>出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間</p> <p>※ 産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</p>
取得単位	1日
手続き	休暇簿（特別休暇）で休暇を請求します。理由欄には「産後休暇」と記入します。

2 安心して育児を行うための休暇等

(1) 休暇

休暇等名称	育児休暇（特別休暇）
対象者	男性職員・女性職員（共通）
要件	<p>生後1年に達しない子を有する職員がその子を育てる場合</p> <p>※ 男性職員にあっては、配偶者が当該子を育てることができる場合を</p>

	除く。
期間（日数）	1日2回各60分以内
取得単位	
手続き	休暇簿（特別休暇）で休暇を請求します。理由欄には「育児休暇」と記入します。

休暇等名称	子の看護休暇（特別休暇）
対象者	男性職員・女性職員（共通）
要件	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護（負傷、疾病にかかったその子の世話や予防接種、健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合
期間（日数）	一の年において5日以内 ※ その養育する小学校就学前の子が2人以上の場合は、10日以内
取得単位	1日又は1時間
手続き	休暇簿（特別休暇）で休暇を請求します。理由欄には「子の看護休暇」と記入します。

（2） 勤務の制限等

制限の種類	深夜勤務の制限
対象者	男性職員・女性職員（共通）
内容	小学校就学前の子を養育する職員が請求したとき、その配偶者も深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）において当該子を養育することができない場合等には、深夜勤務をさせることはできません。ただし、公務の正常な運営を妨げる場合を除きます。
要件	次のいずれにも該当する職員が対象となります。 ① 小学校就学前の子を養育していること ② 職員の配偶者である当該子の親が、次のいずれかに該当すること。 ア 深夜に就業していること。 ※ 就業日数が1月につき3日以下の場合を除く。 イ 負傷、疾病等により当該子を養育することが困難であること。 ウ 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定又は産後8週間を経過していないこと。
手続き	「深夜勤務制限請求書」で開始の1か月前までに請求します。1回に請求できる期間の上限は、6か月以内の期間です。

制限の種類	時間外勤務の免除・制限
対象者	男性職員・女性職員（共通）
内容	○ 免除・・・3歳未満の子を養育する職員が請求したときは、時間外勤務をさせることはできません。 ○ 制限・・・小学校就学前の子を養育する職員が請求したときは、1か月につき24時間、1年つき150時間を超えて時間外勤務をさせることはできません。 ※ ただし、災害等の臨時の勤務は除かれます。
要件	当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく

	困難である場合は、免除又は制限することはできません。
手続き	「時間外勤務制限請求書」で開始日の前日までに請求します。1回に請求できる期間の上限は、1年以内の期間（月単位）です。

3 休業等による育児に専念できる制度

勤務の形態	早出遅出勤務（勤務時間の割振変更）
対象者	男性職員・女性職員（共通）
内容	小学校就学前の子を養育する職員が請求したとき、早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をすることができます。
要件	あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻の中から、請求する時刻を指定する。 公務の正常な運営を妨げる場合は、当該勤務をすることはできません。
手続き	「早出遅出勤務請求書」であらかじめ請求します。

勤務の形態	育児短時間勤務（育児休業法）															
対象者	男性職員・女性職員（共通）															
内容	<p>小学校就学前の子を養育する職員が、常勤職員のまま、育児休業法に定められた勤務形態により、職員が希望する日、時間帯で勤務することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>週休日</th> <th>勤務日・時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土日</td> <td>月～金に3時間55分勤務</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土日</td> <td>月～金に4時間55分勤務</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土日と月～金のうち2日</td> <td>週休日以外の3日勤務で1日7時間45分勤務</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土日と月～金のうち2日</td> <td>週休日以外の3日勤務で、うち2日は7時間45分ずつ勤務、1日は3時間55分勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 交代制勤務職員は、別途定める勤務形態となります。</p>		週休日	勤務日・時間	1	土日	月～金に3時間55分勤務	2	土日	月～金に4時間55分勤務	3	土日と月～金のうち2日	週休日以外の3日勤務で1日7時間45分勤務	4	土日と月～金のうち2日	週休日以外の3日勤務で、うち2日は7時間45分ずつ勤務、1日は3時間55分勤務
	週休日	勤務日・時間														
1	土日	月～金に3時間55分勤務														
2	土日	月～金に4時間55分勤務														
3	土日と月～金のうち2日	週休日以外の3日勤務で1日7時間45分勤務														
4	土日と月～金のうち2日	週休日以外の3日勤務で、うち2日は7時間45分ずつ勤務、1日は3時間55分勤務														
期間	子が小学校に就学する日まで															
要件	当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合は、承認することができません。															
給与	基本的に勤務時間数に応じて定められる額となります。															
手続き	「育児短時間勤務承認請求書」で開始日の1月前までに請求します。また、請求書には、医師又は官公署等が発行した出生証明書等の添付が必要です（写し可）。															

勤務の形態	部分休業（育児休業法）
対象者	男性職員・女性職員（共通）
内容	小学校就学前の子を養育する職員が請求した場合は、勤務時間の初め又は終わりにおいて、1日合わせて2時間以内で取得できます。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子が小学校に入学する日まで ○ 勤務時間の初め又は終わりにおいて、1日合わせて2時間以内、30分単位で取得できます。

要件	育児短時間勤務をしている職員は請求できません。また、公務の運営に支障があると認められる場合は、承認されないこともあります。
給与	給与は、部分休業を取得した時間の給与が減額されます。また、部分休業をした日が90日を超える場合、その勤務しなかった期間は、勤勉手当の勤務時間から除算されます。
手続き	「部分休業承認請求書」により、あらかじめ請求します。また、請求書には、医師又は官公署等が発行した出生証明書等の添付が必要です（写し可）。

勤務の形態	育児休業（育児休業法）
対象者	男性職員・女性職員（共通）
内容	3歳未満の子を養育する職員が請求した場合は、1日の勤務時間の全部を勤務しないことができる育児休業を取得できます。
期間	子が3歳に達する日まで、1日単位で取得できます。
要件	当該請求に係る期間について、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合は、承認することができません。
給与	給与は支給されません。
手続き	「育児休業承認請求書」により、開始日の1月前までに請求します。また、請求書には、医師又は官公署等が発行した出生証明書等の添付が必要です（写し可）。

4 男性職員の子育てをサポートする制度

勤務の形態	配偶者出産休暇（特別休暇）
対象者	男性職員
要件	配偶者の出産に伴い、勤務しないことが相当であると認められる場合
期間（日数）	2日以内
取得単位	1日又は1時間
手続き	休暇簿（特別休暇）で休暇を請求します。理由欄には「配偶者出産休暇」と記入します。

勤務の形態	育児参加休暇（特別休暇）
対象者	男性職員
要件	配偶者が出産する場合、出産予定日の6週間前の日から出産日後8週間までの期間において、生まれてくる子又は小学校就学前までの子の養育のため、勤務しないことが相当であると認められる場合
期間（日数）	当該期間内の5日以内
取得単位	1日又は1時間
手続き	休暇簿（特別休暇）で休暇を請求します。理由欄には「育児参加休暇」と記入します。